

第2章 災害予防計画

市は、災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するため、県や関係機関等の協力のもと必要な対策を講ずるものとする。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

第1節 災害の予兆の早期発見

各種の災害に迅速かつ的確に対処するため、日頃から定期的な市内のパトロールを実施するとともに、調査点検を実施して危険箇所を把握し、被害の軽減に努める。

なお、パトロールに当たっては、特に次の現象に注意する。

- 1 局部的沈下、隆起又は亀裂
- 2 水田、用水路の急激な増水又は減水
- 3 井戸水の濁り又は枯渇
- 4 建造物及び立ち木の傾き
- 5 石積み、擁壁等のはらみ、段差又は崩落
- 6 異臭や刺激を感じるなどの違和感

第2節 水害予防

水害を予防するため、平常時から河川など危険箇所の調査、点検及び整備を計画的に実施し、治水事業の促進、河川管理の強化、水防体制の充実強化、水防と河川管理との連携強化等に努める。

豪雨等により河川の水位が上昇するおそれがあると判断したとき、又は水防警報が発せられたときは、毎年度策定する「水防実施計画」により所要の警戒措置を講ずる。

さらに、手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係性で、密接な連携体制を構築する。

1 河川改修

本市には、2級河川の安原川、馬場川、十人川、高橋川及び木呂川の5河川、準用河川では、住吉川、城谷川及び十人川の3河川があり、未改修区間のある河川については、より一層の事業の進捗に努める。また、用水等についても、施設管理者とともに改修及び整備の促進に努める。

2 下水道整備

下水道事業は、公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を営むうえで欠くことのできないものであり、汚水処理のほか、浸水の防止という大きな役割をもっている。犀川左岸流域下水道関連公共下水道事業で汚水処理の整備を進めるとともに、浸水の防止についても汚水管渠及び雨水幹線の整備を推進する。

3 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理者は、平常時より管理する施設を点検し、災害予防に万全を期するため必要な措置を講ずる。

4 水防資機材の点検配備

防災倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材を配備する。

また、使用後は、直ちに不足分を補充する。

5 水防作業員等の確保

豪雨等に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、その状況に応じて消防団に危険箇所の巡視の準備を指示するなど、人員確保のための所要の措置を講ずる。

人員不足を想定し、あらかじめ市内の土木建設業者等の協力要請を考慮した動員計画を定め、水防活動に必要な人員を確保する。

また、河川付近等における危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

6 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

豪雨等に伴って河川の水位が上昇しているときは、その状況に応じて、溢水又は破堤により直接被害を受けるおそれのある地区の住民に対し、別に定める「水害時における避難行動計画及び避難指示等判断・基準マニュアル」に従い、速やかに高齢者等避難、避難指示を行うなど、市民の生命、身体を災害から保護するために必要な措置を講ずる。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市は水防法に基づき、指定された浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

なお、市長は、洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

ア 洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ア) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮の要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(3) 洪水ハザードマップの作成

市は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、水害時における避難行動計画等をあらかじめ作成するとともに、洪水ハザードマップ等を作成し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、市民に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、水害時における避難行動計画の作成に当たっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するとともに、水害と複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等複合的な発生を講ずべきことにも留意する。

(4) 企業防災の促進

ア 浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

ただし、市長は、当該要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努め、所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 洪水浸水想定区域内に位置し、大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛防災組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）を作成するとともに、浸

水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

7 自主防災組織の育成

市は、水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図るとともに、町内会や自主防災組織において水防活動を行う者に対し、研修や訓練に参加する機会を提供する。

第3節 季節風・台風等に対する風害予防

季節風、台風等に対する風害予防は、その予想進路、気象情報等により予想し得る気象状況を早期に把握して、市民への広報など必要な措置を講ずる。

家屋など建築物の管理者は、平常時より定期的な点検及び整備を行う。

1 家屋等建築物の倒壊防止及び緊急措置の徹底

家屋等建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋管理者が行うものとし、状況に応じて家屋その他建築物の管理者に対して、次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋及び梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 倒れるおそれのある煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電力引込線を点検し、たるみや破損のあるものは、直ちに電力会社に連絡する。

第4節 豪雪に対する雪害予防

雪害の予防は、交通及び輸送路の確保を図ることによりその効果を期し、産業及び経済の振興と市民生活の安定に寄与すべきものとするが、異常降積雪による被害を軽減するため、主として次の処置を講ずるものとし、細部については、「野々市市雪害対策要綱」の定めるところによる。

1 主要除雪路線の確保

路線の重要性、交通量、除雪量等を勘案し、毎年度策定する「道路除雪実施計画」により、特に交通の確保を必要とする路線の除雪に努める。

なお、計画の決定に当たっては、国及び県の除雪計画と十分な調整を図る。

2 適期の道路除雪の実施

交通その他の輸送確保のため、降雪期明けに行う主要路線の道路除雪は、関係機関及び町内会等の協力を得て、適期にこれを行う。

3 主要食料等の確保

県と協議し、主食用米穀、生鮮食料品、燃料等の確保に努めるほか、豪雪が予想されるときは、関係事業者団体及び市民に協力を求めて、次の措置を講ずる。

- (1) 備蓄及び貯蔵可能な食料、加工品及び乳児用粉乳の備蓄を促す。
- (2) 飲料水を確保するため、水道設備の凍結防止措置を講じ、又は講ずるよう促す。
- (3) 暖房用・炊事用の燃料を備蓄するよう促す。
- (4) 救急医薬品及び衛生資材を備蓄するよう促す。

4 ごみ・し尿処理対策

降積雪期間のごみ・し尿の収集等は、次の処置により計画的に処理するとともに、一般に周知してその協力を求める。

(1) ごみの収集

各家庭に対してごみの減量を促すとともに、降雪により収集が遅延する場合、家庭でごみを一時保管するために袋（ビニール、紙）等の準備を促す。また、ごみ収集車の通行が不可能な地区に対しては、通行可能な場所まで搬出するなど、事前に町内会等を通じて市民に協力を求める。

(2) し尿の汲取り

積雪時の汲取りの低減を図るため、年末年始に計画的に一斉汲取りを実施するほか、気象状況により作業計画を変更し、袋小路及び裏小路の1～2週間取りの優先汲取りを実施する。

5 医療措置

救急患者の発生に備えて、その搬送体制を整備する。

6 文教措置

通学路を確保し、集団登下校を行わせ、必要により教師又は保護者が誘導することなどにより登下校時の安全を図る。

7 建物除雪措置

(1) 公共施設

それぞれの施設管理者において措置すべきものとするが、降積雪状況を考慮し、必要に応じて除雪要員の動員等の対策を講ずる。

(2) 一般建物

降積雪状況により、町内会等を通じて一斉に屋根の雪下ろしを行うよう促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、高齢者、障害者等の家屋については、地域関係者の協力を求める。

8 雪捨場の確保

雪捨場の選定に当たっては、事前に関係機関と十分に協議して選定し、市民に対しては、その位置を周知するとともに、みだりに中小河川へ雪を捨てないよう促し、河川の溢水等のないよう配慮する。

第5節 火災予防

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大しているなか、地震に伴う火災の発生により、人的及び物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保等に努める。

火災の予防は、日頃からの防火思想の普及徹底、防火管理の推進及び消防体制の充実によりその効果を期すべきものであるが、強風、異常乾燥等の火災危険気象下、地震発生時においては、特にこれらの措置を一時的に強化して対処するものとし、次の対策を講ずる。

なお、白山野々市広域消防本部（以下「消防本部」という。）及び野々市消防署（以下「消防署」という。）が所掌する事項については、消防本部の定めによる。

1 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、「白山野々市広域事務組合火災予防条例」の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者及び使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災の被害防止又は被害の軽減を図るためには、初期消火が基本であることから、初期消火の目的が十分発揮できるよう、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置等により初期消火体制の確立を図る。特に市民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努める。

また、自主防災組織、自衛消防隊等、市民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

なお、木造住宅密集地域において、地震等により大規模な火災が発生する可能性に備え、市は、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の醸成に努める。

2 建築物の防火の促進

市等は、公共建築物及び一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

(1) 一般建築物の火災予防計画

市等は、火災等による延焼拡大防止を図るため、次の措置を講ずる。

ア 老朽危険建築物に対する調査及び指導

市は、老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導する。

イ マーケット、病院等の特殊建築物の検査及び指導

市は、旅館、マーケット、病院、興行場、集会場等の特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させるとともに、実地調査を行い、その結果に基づいて適切な指導を行う。

ウ 不燃性建築物の建築促進

市は、不燃性建築物対策として、建築基準法に基づく耐火建築物への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。

エ 市街地再開発事業等の促進

オ 中高層建築物の防火対策

カ 建築物避難施設対策

(2) 文化財火災予防計画

文化財については、国民的財産であることから、文化財保護審議会と協議し、文化財の適切な保護及び管理体制の確立を図るとともに、防災施設整備の促進を図る。

また、指定文化財のうち、建築物については、県教育委員会、市教育委員会、消防機関及び警察機関と協力して所有者及び管理者等を指導する。

ア 防火管理体制を整備する。

イ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。

ウ 火災の危険のある箇所を早期に発見するとともに、施設の改善を行う。

エ 火災警戒は、特に厳重に行う。

オ 消火設備を完備する。

カ 警報設備を完備する。

キ 消防用水の確保措置を講ずる。

ク 自衛消防組織の訓練を実施する。

ケ 震災等に対処するため、木造建築物の点検及び応急資材の準備をする。

(3) 特殊防火対象物の警戒体制の確立

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所、文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒措置を講ずる体制を確保する。

3 火災警報の発令及び伝達

消防法第 22 条第 3 項及び白山野々市広域事務組合火災警報発令規則により、火災警報が発令されたときは、速やかに本計画第 3 章第 3 節「災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達」に準じて関係機関及び市民に伝達し、火災発生の防止に努める。

4 消防機関の警戒措置体制の確立

消防機関は、大火危険気象下又は火災警報が発令された場合の警戒措置として、あらかじめ次の事項について策定しておく。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員出動及び伝達方法

(4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限等の規制

(5) 消防無線、防災行政無線等の通信系確保及び上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

5 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火対象物の警戒

市及び消防本部は、大火危険気象下における所要地域の防火対象物の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいものあるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

6 消防力の強化

(1) 消防団の強化

市は、野々市市消防団（以下「消防団」という。）の消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

ア 消防施設装備や消防資機材の科学化及び近代化を図るとともに、消防関係職員の充実を図るなど消防体制の確立に努める。

イ 危険地域における消火栓及び防火水槽等の消防水利の増設に努め、その適正配置を推進する。プール等の水利については、消防ポンプ自動車の水利部署位置の確保について、それぞれの管理者に協力を求める。

ウ 地域の消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の大規模災害等への対応力を強化するため、施設及び設備の充実、処遇の改善、知識及び技能の向上を図り、消防団の活性化を推進する。

エ 町内会、自主防災組織と連携して団員の確保に努めるとともに、女性及び学生の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、地域への啓発等により、団員定数の増員と充足率の向上を図るとともに、消防団OB等を活用する機能別団員、特定の活動のみを行う機能別分団制度の導入を検討し、活動の多様化及び活性化を図る。

オ 大規模災害の発生に備えて、救助・救急体制の整備を図るため、エンジンカッターやチェーンソーなど救助用資機材の整備を図るとともに、自動体外式除細動器（AED）等を整備し、講習及び訓練を実施することによる使用方法の熟知を図り、即時対応力の強化に努める。

(2) 機械器具の点検

ア 通常点検

消防団各分団において、毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ 特別点検

消防団は、年1回以上分団ごとに特別点検を行う。

ウ 現場点検

火災注意報、強風注意報等の発表時における機械器具、人員の配備及び防火など災害防止対策の適正化について、消防署及び消防団が相互に協力して行う。

(3) 教育、訓練

消防団員がいかなる災害に対しても、迅速かつ有効適切な処置をなし得るようその資質の向上と学術及び技術の修習並びに心身の練磨を図るため、積極的に次の教育・訓練を実施する。

ア 一般教育

(ア) 研修会を開催するなど、消防精神の向上に努める。

(イ) 県消防学校教育訓練計画の趣旨に基づき、消防団員の消防知識及び実務能力の向上を図

るため、毎年若干名を県消防学校に派遣する。

(ウ) 救命率向上を図るため、市民に広く救命講習の指導を行う応急手当普及員講習を受講する。

イ 訓練

一般教育と併行して次の訓練等を行い、消火活動の万全を期する。

(ア) 消防用機械器具操法訓練

(イ) 機関運用及び放水演習

各分団において毎月1回以上実施するものとし、年間1回以上全団員を招集して、実地訓練を行う。

(ウ) 救急救助訓練

(エ) 災害応急対策訓練

7 火災予防思想・知識の普及

市長及び消防団長は、消防本部の行う予防査察、防火指導等の業務に積極的に協力するとともに、春秋火災予防運動期間、防災週間、異常気象時、手取川七ヶ用水の工事停水時、火災発生直後等、あらゆる機会に市民の火災予防思想の向上と知識の普及を図る。

第6節 地震に対する災害予防

大地震が発生すると、大規模かつ複雑多様な被害を生じることが予想される。このような被害の拡大を事前に防止するため、又は被害を最小限度にとどめるため、次の対策を講ずる。

1 地震防災知識の普及

地震災害対策は、人的被害防止を最優先とし、市及び防災関係機関が平素から防災関係職員はもとより、市民一人ひとりに防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

細部については、本章第13節「防災知識の普及」による。

(1) 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断を養い、各所属における防災活動の円滑な活動を期すため、大規模地震発生時の職員初動マニュアル等印刷物の配布、総合防災訓練及び職員参集訓練の実施等あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(2) 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、市民に対し、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、防災冊子等印刷物の配布、防災総合訓練及び火災防御訓練の実施等あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(3) 防災相談

地震対策について、市民からの一般的な相談に応じ、適切な指導を行う。

2 建築物等災害予防対策

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、かなり高い水準の確保が要請されているところである。しかし、地震は多様な要素が複雑に関わり合い、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、県及び市等は、公共建築物及び一般建築物の耐震性並びに不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

また、市が所有する施設について、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事による整備促進に努め、工事担当者の耐震工法、耐震設計など耐震強化に関する知識の普及にも努める。

(1) 防災上重要な公共建築物等の災害予防計画

本章第9節「防災上必要な施設及び資機材等の整備による災害予防」に準ずる。

(2) 一般建築物の災害予防計画

市等は、地震災害における建築物被害の未然防止を図るため、次の措置を講ずる。

ア 老朽危険建築物に対する調査及び指導

イ マーケット、病院等の特殊建築物の検査及び指導

ウ 耐震性建築物の建築促進

市は、「野々市市建築物耐震改修促進計画」に定める住宅及び建築物の耐震化目標の達成に向けて、耐震化に関する知識の普及啓発を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の助成制度を周知し、利用促進を図る。

エ 市街地再開発事業等の促進

オ 建築物避難施設対策

(3) 文化財災害予防計画

文化財については、国民的財産であることから、文化財の適切な保護及び管理体制の確立を図るとともに、防災施設の整備促進を図る。

ア 建築物等予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、県教育委員会、市教育委員会、消防機関及び警察機関と協力して所有者並びに管理者等を指導する。

- (ア) 防災管理の体制を整備する。
- (イ) 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- (ウ) 火災、震災の危険のある箇所を早期に発見するとともに、改善を行う。
- (エ) 火災警戒は、特に厳重に行う。
- (オ) 消火設備を完備する。
- (カ) 警報設備を完備する。
- (キ) 消防用水の確保措置を講ずる。
- (ク) 自衛消防組織の訓練を実施する。
- (ケ) 震災等に対処するため、木造建築物の点検及び応急資材の準備をする。

イ 史跡等予防対策

前記同様の措置をとるものとし、埋蔵品等は、できる限り収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう努める。

なお、人命に被害の及ばぬよう平常管理を強化するよう努める。

(4) ブロック塀、石塀等予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等については、点検及び補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施行及び設置基準を遵守するよう安全性の確保についての指導に努める。

(5) 家具等転倒防止対策

地震動による家具等の転倒被害を防止するため、日頃から市民自らが家具の固定など転倒防止対策を講じるよう普及啓発に努める。

3 防災資機材等の整備

本章第9節「防災上必要な施設及び資機材等の整備による災害予防」による。

4 避難対策

火災等のおそれがあると思われる場合は、必要に応じて第3章第9節「避難誘導」に準じて避難の指示等を行う。

5 交通の規制及び交通確保対策

交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の応急活動の確保に努めるとともに、交通規制を実施し、緊急物資輸送体制を確保するため、県の緊急輸送道路と整合性を図りつつ、本市においても災害復旧優先道路を定め、緊急輸送道路や市の防災拠点を連結し、災害の応急措置の迅速化を図る。

また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

なお、本市に関わる緊急輸送道路及び災害復旧優先道路並びに防災拠点は、次のとおりである。

(1) 緊急輸送道路 (石川県)

ア 第1次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般国道	8号	御経塚4丁目～蓮花寺町、郷町地内
一般国道	157号	押野4丁目～三日市3丁目、清金3丁目～末松1丁目
主要地方道	金沢小松線	新庄1丁目～上林1丁目
主要地方道	松任宇ノ気線	柳町地内
一般市道	本町新庄線	本町5丁目～上林4丁目

イ 第2次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	新庄2丁目地内
一般県道	宮永横川町線	押野5丁目地内
一般市道	疋田御経塚線	御経塚4丁目～御経塚2丁目
一般市道	高尾堀内線	扇が丘～本町5丁目

(2) 災害復旧優先道路 (野々市市)

ア 第1次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	野々市鶴来線	横宮町～新庄3丁目
一般県道	窪野々市線	横宮町～高橋町
一般県道	額谷三浦線	粟田2丁目～清金2丁目
一般県道	野々市西金沢停車場線	押野1丁目～横宮町
一般市道	泉野野々市線	押越2丁目～二日市2丁目
一般市道	布水中学校線	押越1丁目～押野2丁目
一般市道	押野稲荷線	押野5丁目～押野1丁目
一般市道	本町2丁目住吉線	本町2丁目～住吉町
一般市道	高尾下林線	矢作1丁目～下林3丁目
一般市道	堀内上林線	堀内4丁目～上林2丁目
一般市道	高尾堀内線	本町5丁目～堀内5丁目

イ 第2次災害復旧優先道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	三日市松任線	三日市2丁目～徳用1丁目
一般県道	宮永横川町線	二日市3丁目～二日市1丁目
一般県道	矢作松任線	矢作2丁目～下林2丁目
一般県道	倉部・金沢線	御経塚3丁目地内
一般市道	野々市駅通り線	二日市3丁目地内
一般市道	稲荷野代線	野代1丁目～稲荷2丁目
一般市道	押野稲荷線	押野2丁目～稲荷1丁目
一般市道	四十万末松線	新庄3丁目～末松1丁目
一般市道	二日市矢木線	御経塚3丁目～二日市1丁目
一般市道	二日市田中線	二日市4丁目～郷2丁目
一般市道	本町新庄線	本町6丁目地内

(3) 防災拠点

種別	施設名	住所	電話
総合防災拠点	野々市市役所	三納1丁目1番地	227-6000
場外離着陸場	野々市明倫高等学校	下林3丁目309番地	246-3191
	ふれあい広場	中林5丁目1番地1	294-5800
物流拠点	野々市市スポーツセンター	押野2丁目30番地	294-5511
応急救護所	野々市市保健センター	三納3丁目128番地	248-3511
防災広場	野々市中央公園	下林3丁目97番地	248-1223
	つばきの郷公園	二日市5丁目207番地	—

※つばきの郷公園は浸水想定区域内にあるため、水害時は使用しないものとする。

6 緊急通行車両確保体制の整備

災害発生時には、災害対策基本法 76 条第 1 項の規定により、県公安委員会が緊急通行路を指定し、緊急通行車両以外の車両は通行できなくなることから、市所有の必要な車両は、平常時に緊急通行車両の事前届出を行って事前届出済証を受けておく。

また、地震災害応急対策計画、民間の所有する車両が必要になる活動については、あらかじめ必要な車両についての配備計画を整備し、市内の土木建設業者、運送業者等と「災害時における貨物自動車の協力に関する協定」等の締結を進めて、緊急通行車両の事前届出を指導する。

なお、災害時に緊急通行路を通行できるのは、緊急自動車「道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項及び道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 13 条に定める車両」及び災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両確認証明書・標章の交付を受けた緊急通行車両だけである。

(1) 緊急通行車両の事前届出

市は、保有する全ての車両について、災害時の応急対策活動で緊急通行を実施するため、届出書を白山警察署に事前に提出し、届出済証の交付を受ける。

また、老朽化等により車両を廃棄した場合には、すみやかに届出済証を返還するとともに、更新した車両について、新たに届出書を提出する。

(2) 標章及び緊急通行車両確認証明書

別記様式のとおりとする。

なお、標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時において事前届出済証を警察署へ提示して交付を受ける。



備考

ア 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

イ 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
輸送人員または品名・用途			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路		出発地	目的地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

7 火災予防措置

本章第5節「火災予防」に準ずるものとするが、地震発生時には、市民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、第3章第7節「災害情報等の広報」により火災予防上必要な事項について市民に周知徹底する。

第7節 干ばつに対する災害予防

異常天候による干ばつ災害の予防のため、予想し得る気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害を軽減するよう努める。

1 生活水の確保

広域水道からの供給により生活水の安定供給を促進し、渇水に際しては、市民に節水協力を強く求める。

また、水圧低下等による断水地域に対しては、給水車等により生活水の給水を実施する。

2 農作物被害の予防

市及び農業協同組合は、事前に干ばつ被害の防止技術等防止対策について、農作物の生育状況に応じた個別具体的対策について県より指導を受け、生産者に周知を図る。

3 防火対策の強化

水源の枯渇と異常な乾燥により、火災発生時には大規模災害の危険性が增大することから、防火体制を徹底し、消防水利の確保に努めるとともに、市民に対して火災予防の周知徹底を図る。

第8節 危険物に対する災害予防

火薬類、高圧ガスその他の発火性又は引火性物品及び毒物、劇物等の危険物品は、災害発生時において被害を拡大する重要な要因となることから、これら保管施設の状況等を把握し、次のとおり災害時における緊急措置を定め、被害の拡大防止を図る。

1 石油類に対する措置

(1) 災害時における事故発生の防止

危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）の管理者及び所有者等に対して法令に基づく保安体制の強化及び付近住民への安全措置が十分に行われるよう要請する。

(2) 立入検査の実施

消防機関は、適宜、立入検査を実施し、事故防止のため万全な措置を指導し、状況により取扱い及び維持管理並びに運搬等について規制措置を講ずる。

また、管理者及び所有者に対して施設の耐震・耐火性の向上や災害対策マニュアルの整備等を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

(3) 災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な措置が講ずるよう次の事項について周知徹底を図る。

ア 石油類等の保管場所については、安全の確認及び安全上の措置を講ずること。

イ 消費中のものは、災害の状況により、すべての消費を一時停止すること。

2 プロパンガスに対する措置

(1) 災害時におけるガス事故の予防

本節1「石油類に対する措置」に準ずる。

(2) 災害時における心得の周知

消費者に対しては、災害時に適切な処置が講ずるよう平時から次の事項について周知徹底を図る。

ア コック類は、確実に閉める。

イ 容器の転倒を防ぐための処置を講ずる。

ウ 付近で火災が発生した場合、水をかけるなどの方法により、容器を冷却する。

3 火薬、毒物及び劇物に対する措置

(1) 危険物等の所有者、管理者及び取扱者に対して、本節1「石油類に対する措置」に準じ、法令に定める必要な措置を要請する。

(2) 毒物及び劇物については、農業協同組合並びに一般取扱者に対して法令に定める十分な措置を要請するものとするが、二次災害の発生防止について、県及び警察と協議する。

4 市民に対する避難等の広報等

施設の所有者及び管理者は、市との連絡を保ち、災害の状況により、各種危険物に対する応急処理の状況及び避難等の広報に協力する。

第9節 防災上必要な施設及び資機材等の整備による災害予防

1 防災上重要な公共建築物の整備

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、防災関係機関の防災中枢機能の役割を担う施設をはじめとする次の公共建築物等については、市民、学童等の生命の安全確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震及び耐火構造化の推進を図るものとする。

特に、地域防災の拠点となる施設については、老朽化の兆候が認められる場合には、各地区のバランスに配慮しながら、優先的に整備するものとする。

- (1) 避難誘導、情報伝達、救助など防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 応急救護所、避難所となる学校、地区公民館、消防施設、社会福祉施設等の公共建築物等

2 防災備蓄倉庫、備蓄用資機材等の整備

災害時に活動の拠点となるよう市及び消防機関の資機材等格納庫の整備を図るとともに、自主防災組織の資材等格納庫等の整備促進を図る。

なお、災害応急対策等に要する資機材等は、常時点検整備して非常時に備える。

- (1) 市の防災備蓄倉庫及び消防機関の資機材等格納庫
- (2) 防災資機材等の整備

防災資機材等については、整備計画を定め、順次確保する。

- (3) 耐震製防火水槽の整備

市は、耐震製防火水槽の設置について、町内会等と協議し、計画的配置に努める。

3 通信施設設備の整備

- (1) 防災行政無線の活用

災害発生時には、通信網の寸断及び通信の輻輳により、情報の収集伝達が困難となり、迅速な災害応急対策の実施に支障を来すおそれがあることから、次の防災行政無線の活用を図り、通信の確保に努める。

ア 職員等災害従事者との連絡を図るための移動系防災行政無線

イ 市民への迅速な情報提供を図るための同報系防災行政無線

- (2) コミュニティFMの活用

市は、コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌ・ワン」が非常放送設備の整備促進を図り、地震災害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう送信所等の建物の耐震力の強化を図るよう協力を求める。

- (3) 通信設備の整備

市は、災害時における迅速かつ的確な情報伝達を図るため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Lアラート）、ホームページ、メール配信（ほっとHOTメール、緊急速報メール等）、携帯端末用防災アプリ（Yahoo!防災速報）など多様な情報伝達手段の整備と活用を推進するとともに、災害時優先電話、衛星携帯電話、携帯電話、無線等の通信手段の確保に努める。

また、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者、要配慮者利用施設の施設管理者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、NTT等

の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

4 避難所案内板等の整備

あらかじめ市民に避難所の周知徹底を図るため、避難所案内板等を整備するとともに、消火栓標識等に災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設（以下「拠点避難所」という。）の名称と方向を表示する。

5 ヘリコプター場外離着陸場等の整備

道路又は鉄道の寸断損傷により陸上輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう場外離着陸場の整備を図る。

また、捜索又は救助のために認められる緊急離着陸場は、学校のグラウンド、公園など一定の面積を確保できる場所とし、事前に選定することにより、災害時の迅速な確保を図る。

第10節 公共施設災害予防

道路、公園等の公共施設は、避難、消火、救急活動など災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすことから、地震発生時に必要な機能を発揮できるよう県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事による整備促進に努めるものとし、工事担当者の耐震工法、耐震設計等耐震強化に関する知識の普及に努める。

1 道路施設の整備

災害時には、道路又は橋りょうは、市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助救出活動等に重要な役割を果たすことから、災害発生時に必要な機能を発揮できるよう整備促進に努める。

また、日頃からパトロールを実施し、危険箇所を把握するための点検及び調査を実施する。

2 公園、緑地等の整備

地震災害時における公園、緑地等は、火災の延焼防止、避難路及び避難地としてばかりでなく、消防医療活動の拠点、応急仮設住宅の建設用地など計り知れないものがある。このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備促進に努めるとともに、防災機能を付加した地域防災拠点としての施設の整備に努める。

3 河川の整備

地震により、ダム、えん堤等が破壊され、甚大な被害が発生するおそれがあることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来たすおそれがある箇所については、改修、補強等の整備促進に努めるとともに、新設に当たっては、耐震性を配慮した整備に努める。

4 上下水道の整備

(1) 上水道の整備

地震により水道管が破損するおそれがあることから、水道管の耐震性を高めるなど断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

ア 動員体制

防災協定が締結されている野々市市管工事協同組合との「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づき円滑に対応する。

イ 連絡体制

情報連絡の手段として、事前に水道業務用無線又は防災行政無線を使用できる体制に努める。

ウ 飲料水の確保

水道被害を未然に防止するとともに、水道被害時においても飲料水を確保するため平常時から次の措置に努める。

(ア) 水道施設の耐震化

(イ) 代替水源等緊急水源として、井戸水、河川水等の確保

(ウ) ポリタンク、給水用ポリ袋、給水車、ろ水機及び管材料等の確保（自ら確保できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの借受及び県、他自治体等関係機関への協力要請を含めた資機材の調達計画の作成）

(エ) 市民に対する貯水や応急給水についての周知

(2) 下水道の整備

既存下水道施設の耐震性の強化に努めるとともに、地震災害時における被害に即応するため、あらかじめ防災協定が締結されている野々市市建設業協同組合との「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づき円滑に対応するとともに、応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、耐震性の強化に努める。

ア 安全の確保

(ア) 日頃から設備の巡視及び点検を行い、安全の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材の整備に努める。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。

(ア) 初動時の要員の確保

(イ) 非常召集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

第11節 要配慮者対策

乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、傷病者、高齢者、妊産婦及び外国人などの要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な避難行動をとることが困難であるため、被害を受ける可能性が高い。

市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための対策の充実を図る。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、平常時より町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護職員等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (イ) 要介護3以上の認定を受けている者
- (ウ) 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている者
- (エ) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (オ) その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) (ア)～(カ)に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿の記載事項の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市民の転入、転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

オ 避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合において、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

カ 名簿情報の提供

市は、平常時より災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。

また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報を提供するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿の情報の提供に当たっては、提出先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

ク 情報伝達、避難支援体制等の整備

(ア) 地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対する情報伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援体制の確立に努める。

(イ) 避難所等の指定に当たっては、避難行動要支援者の実態にあわせ、利便性や安全性に配慮するとともに、必要に応じて社会福祉施設や公的住宅への受け入れ・移送、民間の施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(ウ) 避難行動要支援者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、自主防災組織の育成に努める。

(エ) 避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(3) 防災知識の普及及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災マップ、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する意識の高揚を図る。

2 社会福祉施設対策

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織体制の確立を図り、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化する。

特に、夜間における消防機関等への連絡や入居者の避難誘導體制には、十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から関係機関、地域住民、自主防災組織等と連絡を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所等との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて施設入居者が最低限度の生活を維持することに必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）の防災資機材の整備推進に努めるとともに、その設置場所については、水没等を考慮し、適切に配置する。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

(4) 職員及び入居者に対する防災教育及び防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設職員及び入居者の災害時に関する知識を高めるため、定期的に防災教育を実施する。また、施設職員及び入居者が、災害等の切迫した状況下でも適切な行動がとれるよう、防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入居している施設にあっては、夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。

(5) 非常災害時における具体的な防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者施設における防災計画作成指針」等を活用し、施設の実情に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

3 外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

また、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備に努める。

第12節 自主防災組織の育成

地震等による大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市等の防災関係機関が総力をあげて対応することは当然であるが、市民一人ひとりが「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という認識を持って行動することが、被害の拡大防止を図るためには、極めて重要である。

また、地震の発生時など、被害が広範囲に及ぶことが予想される災害時には、行政機関、防災関係機関等の対策と併せて、市民及び各種事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。

災害発生の初期段階においては、市民自らが地域と一体となって、初期消火、救出救護等の地域防災活動を主体的かつ迅速に行うことが、被害を軽減させるため、特に重要である。

このため、本市をはじめとする防災関係機関は、市民、事業所等の防災意識の高揚に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る。」共助の意識のもとに、防災活動を組織的に行う自主防災組織の組織づくりを推進するとともに、その活動について積極的に支援し、組織の育成強化に努め、地域防災体制の確立を図る。

1 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市は、地域住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し、防災知識等を有する防災リーダーが必要であることから、防災士を育成するなど、リーダー育成に努めるとともに、女性の参画を促進し、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなど必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、この活動計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市は、災害時における自主防災組織の役割について周知し、理解の促進を図る。

ア 平常時

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材の備蓄及び管理
- (オ) 避難行動要支援者の把握
- (カ) 避難所となる学校との連携、情報交換及び協力体制の確立
- (キ) 避難行動要支援者の避難支援等に関する個別計画の作成
- (ク) 地域支え合いマップの作成

イ 災害時

- (ア) 出火防止、初期消火活動
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難命令の伝達
- (ウ) 救出救護の実施及び協力

- (エ) 避難所の開錠・開設の実施及び協力
 - (オ) 集団避難の実施
 - (カ) 避難所運営の実施及び協力
 - (キ) 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
 - (ク) 避難行動要支援者の避難行動への支援
- (3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、地震等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

2 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べ使用する火気使用設備及び器具や、貯蔵又は取り扱う危険物が質及び量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を受け入れする遊戯場、デパート等にあっては、地震時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は県、市及び防災関係機関の防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に連携協力できる体制の整備に努める。

また、各事業所にあっては、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊を充実及び強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減及び防止に努める。

第13節 防災知識の普及

災害対策においては、人的被害の防止を最優先とするため、市は、平素から防災関係職員はもとより、市民一人ひとりに対して、初等教育段階から社会人教育に至るまでの様々な機会をとらえて、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自分のことは自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努める。

なお、市は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及啓発に努める。

1 市民に対する防災知識の普及

市は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を図るため、市民に対して、あらゆる機会を利用して防災知識の普及に努める。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じた普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

(ア) テレビ、ラジオ、インターネット、メール配信等による普及

(イ) 新聞、雑誌による普及

(ウ) 広報野々市、ハザードマップ等印刷物による普及

(エ) ビデオ、映画による普及

(オ) 広報車の巡回による普及

(カ) 図画、作文等の募集による普及

(キ) 講演会等の開催による普及

(ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及

ウ 訓練の実施による普及

(ア) 市総合防災訓練の実施による普及

(イ) 自主防災組織等が実施する訓練による普及

エ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 災害についての知識及びその特性

ウ 市民及び事業者等のとるべき措置

エ 要配慮者に対する配慮

オ 自主防災組織の活動

カ 避難所等の情報

キ 市の地形及び状況等による災害の危険度

ク その他災害対策に必要な事項

2 職員等に対する防災教育

市は、災害発生時における適正な判断力を養い、防災活動を円滑に推進するため、職員等に対し、防災教育を取り入れるなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 先進地視察、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時の活動マニュアル等印刷物の配布
- エ 非常参集訓練等の実施、市総合防災訓練への参加促進
- オ 防災士取得の支援

(2) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- イ 災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 職員動員体制及び任務分担
- オ 防災関係法令の運用
- カ 本市の地形及び状況等による災害の危険度
- キ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、災害に強い市民を育成する上で重要であるため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校教育全体を通じて、以下の継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」を作成し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

(1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、市、防災関係機関、自主防災組織、市民、保護者等が密接に連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材、パンフレット等を作成及び活用し、以下の事項等について指導を行う。また、自分の安全を確保するための行動及び他の人、集団、地域等の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 本市の地形及び状況等による災害の危険度
- キ その他災害対策に必要な事項

(3) 高校及び大学においては、防災知識の普及とともに、災害時に自身の置かれた状況と役割を理解して自主的に行動できるよう、より実践的な防災教育に努める。

4 防災相談及び意識調査

市は、その所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

5 災害教訓の伝承

(1) 市は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理するとともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

(2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第14節 市民及び事業者等のとるべき措置

災害時における被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民一人ひとりが、また、事業者等が自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

1 市民のとるべき措置

(1) 平常時

ア 日頃から出火の防止に努める。

(ア) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。

(イ) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器が破損、転倒しないように措置するとともに、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

(ウ) プロパンガスボンベ等は、固定しておくとともに、止め金具、鎖の緩み、腐食等を点検する。

イ 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。

ウ 住宅用火災警報器を設置する。

火災による逃げ遅れを防止するため、寝室等に住宅用火災警報器を設置するとともに、定期的に点検する。

エ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。

(ア) タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。

(イ) 家具の上に物を置かないようにする。

(ウ) ベランダの物品、屋根の工作物、看板等は、落下しないように措置する。

オ ブロック塀等の点検

ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、弱いところは補強するなど転倒防止の措置を講ずる。

カ 側溝や下水を清掃し、流れを良くする。

キ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄する。

なお、食料については、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により備蓄する。

(ア) 家族が必要とする7日分以上の食料及び飲料水

(イ) 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等

(ウ) 三角巾、ばんそうこう等の医薬品等

(エ) ラジオ、懐中電灯等の防災用品

(オ) ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具等

ク 家族で次の対応措置を話し合う。

(ア) 災害発生時の役割分担及び避難場所等の事前確認

(イ) 毎日の行動予定及び災害時の連絡先並びに連絡方法

ケ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。

コ 防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。

サ 自宅内避難所を設置する。

大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシー等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備

えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。

シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。

(2) 災害時

災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

ア 自分自身の安全を確保する。

イ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項等をよく聞く。

ウ 外出をできるだけ見合わせる。

エ あわてて外に飛び出さずなど周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。

オ 戸を開けて出口を確保する。

カ すばやく火の始末をする。

キ 電気ブレーカーを遮断する。

ク 火が出たら隣近所で初期消火を実施する。

ケ 浸水のおそれのあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。

コ 避難は歩いて行い、荷物は少なくする。

サ 川べりには近づかないようにする。

シ 協力して救助や応急救護を実施する。

ス 乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、傷病者、高齢者、妊産婦及び外国人など要配慮者は、必要な情報を得ることや迅速な避難行動をとることが困難であることから、必要な支援を行う。

セ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等で配信される情報が、誤報やデマでないかを判断する。

2 事業者等のとるべき措置

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程等）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 平常時

ア 県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。

イ 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成する。

ウ 責任者の不在時について考慮する。

エ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。

オ 他の防災又は保安等の規定がある場合は、それらの計画と整合性を図る。

カ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものとする。

キ 建築物の防火を図るとともに、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火水を含む。）等の保安措置を講ずる。

ク 商品、設備器具、窓ガラス等の転倒落下及び破損防止措置を確認する。

ケ 事業継続におけるリスク分析を行う。

コ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。

サ 緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。

シ 損害保険への加入など資金の確保に努める。

(2) 災害時

災害時には、次のことに留意し、被害及び混乱の防止に努める。

ア 自衛消防組織の出動、対策本部の設置、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。

イ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。

ウ 指示、案内等に当たっては、事業所の利用状況等により判断し、顧客、従業員等が適切な行動がとれるようにする。

この場合、要配慮者の安全に特に留意する。

エ 火気使用設備、器具など災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。

オ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市、警察、消防、放送局及び鉄道に対する問い合わせは控える。

カ バス、タクシー、生活物資輸送車両など市民生活上必要な車両以外の使用は、できる限り控える。

キ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

ク 建築工事、金属溶接作業、高速回転機械の運転など災害発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強など必要な措置を講ずる。

ケ 付近の市民から協力を求められた場合は、出来る限り協力する。

コ 交通網が混乱し、帰宅することが困難となった場合には、無理に帰宅せず、事業所等に留まることができるよう施設の開放に努める。

サ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所等は出来る限り営業を継続し、特に食料品等生活関連物資を販売する事業所等については、営業を継続するよう努める。

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第15節 防災ボランティアの活動環境の整備

地震等の災害による被害の拡大を防止するためには、市及び防災関係機関の迅速かつ確な対応にあわせ、市民による自主的な防災・支援活動が必要である。

阪神淡路大震災の発生以来、幾多の災害を経験し、市民のボランティア活動に対する意識は高まっており、市は、ボランティア（非営利組織（NPO）・非政府組織（NGO）等のボランティア団体を含む）の防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努める。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解と参画促進のための広報活動に努める。

1 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの、避難所における炊き出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務
- (2) 傷病者の応急手当など医療看護業務
- (3) 被災建築物の応急危険度判定業務
- (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- (5) 通訳業務
- (6) 高齢者及び障害のある人等の介護業務
- (7) その他の専門的な技術、知識を要する業務
- (8) その他の業務

2 防災ボランティアの把握等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び社会福祉協議会は、災害時において1の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害ボランティアセンターの運営訓練

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害ボランティアセンターの運営訓練を行う。

3 防災ボランティアの育成

(1) 市及び社会福祉協議会等は、平常時より防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するよう努めるとともに、地域における防災訓練等においても町内会、民生委員・児童委員、防災士など市民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市及び社会福祉協議会は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民、事業所、ボランティア団体等に活動参加を呼びかける。

特に、市内に所在する高校及び大学に対して、ボランティア活動への理解促進を図り、ボランティア組織の立ち上げを推進する。

(3) 市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動が効果的に行えるよう、県と連携して災害ボランティアコーディネーターを育成するなどボランティア活動の体制づくりに努める。

第16節 防災訓練の充実

市は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

特に市民に対して、地震発生時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努めるとともに、町内会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者の避難支援や避難所の運営など共助についての理解促進を図る訓練を実施する。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアル等の見直しに反映する。

1 防災訓練計画

訓練は、市、防災関係機関、市民、自主防災組織等がそれぞれの役割に基づき活動できるよう知識及び技能を習得し、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう平素から連携協力体制を確立し、より実践的な訓練を実施するよう努める。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他、地震災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上、市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関や学校、自主防災組織、市民、防災士等の地域に関係する多様な主体の参加を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営、避難所運営、福祉避難所開設・運営等の各種訓練を総合的に実施する。

イ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で訓練を年1回以上実施することとする。

なお、訓練に当たっては、地域住民、自主防災組織等との協力関係を構築し、地域と一体となった訓練を実施するよう努める。

ウ 市民及び自主防災組織の防災訓練

大地震発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、市民においては「自分のことは自分で守る。」、自主防災組織においては「自分たちの地域は自分たちで守る。」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練など各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得する。

市及び防災関係機関は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第17節 防災体制の整備

災害時における応急復旧対策を円滑に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努めるとともに、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策及び方針決定過程及び防災の現場において、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大する。

また、防災に関する中枢機能を果たす施設及び設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の非常用電源の整備に努める。

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に速やかに災害対策本部を設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

市は、平常時から町内会ごとの災害時における情報収集体制を構築するよう努める。

(4) 情報発信

市は、避難所、町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、本市外に避難する市民のため、他の地方公共団体と情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、災害時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、他の地方公共団体や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行われるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(6) 業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続

計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(7) 受援計画の策定等

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

(8) 災害対応マニュアルの整備

市は、災害時に迅速かつ的確に対応するため、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルを作成するなど業務に応じた各種災害対策マニュアルを担当部課（局）で整備する。

(9) 市民相談窓口の開設場所等の事前選定

市は、市民相談窓口の開設場所を事前に選定し、速やかな被災者支援に努める。

(10) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、石川中央都市圏で共有可能なマニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例を参考にして、地理情報システム（GIS）、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。

イ 自治体間の支援体制を確立するための協定等を締結する。

ウ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。

エ 災害協定を締結するなど民間の調査要員の確保策について検討する。

オ 大学と連携した調査方法を検討する。

(11) 安否情報の収集・提供体制の確立

市は、安否情報を速やかに収集し、提供するため、平素より警察、病院と連携するとともに、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」の運用について検討する。

(12) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物、仮設住宅建設戸数及び建設候補地を設定しておく。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(13) 災害廃棄物の仮置き場の確保等

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を活用する。

また、市は、白山野々市広域事務組合と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物の多重化や代替性の確保に努める。

(14) 遺体安置所の事前選定

市は、住宅環境等に配慮した上で、事前に遺体安置所の設置場所を選定する。

(15) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民にわかりやすい制度の周知に努める。

(16) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全及びバックアップ体制の整備に努める。

(17) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

第18節 避難体制の整備

市は、建物倒壊、出火・延焼、津波等の災害に備えて、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ避難所として指定し、避難路と併せて町内会、自主防災組織等を通じて市民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアル及び学校施設利用計画を活用し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、市は地域住民等の事前避難が必要とされる場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

1 避難所の指定等

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難所等をあらかじめ指定するとともに、町内会や自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や広報野々市等により、市民等へ周知徹底を図るものとする。

なお、避難所の指定に当たっては、規模(受入可能人数)・設備内容について考慮し、協定を締結するなど事業者の協力を得て、民間施設を指定するなど適切な配置に努める。

(1) 拠点避難所

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設であり、災害が発生した場合にまず初めに開設する。

拠点避難所名	所在地	受入対象町内会
野々市小学校	本町5丁目3-1	本町4丁目、本町5丁目、白山町、太平寺
御園小学校	稲荷4丁目128	稲荷、三日市、三日市新町、二日市、徳用、長池、郷町、野代、御経塚、あやめ、あすなる
菅原小学校	菅原町20-1	本町3丁目、住吉町、菅原町、菅原団地
富陽小学校	中林5丁目70	中林丸の内、藤平、新庄1丁目、新庄2丁目、新庄3丁目、新庄4丁目、新庄5丁目、栗田
館野小学校	押野3丁目71	本町1丁目、本町1丁目県住、横宮町、押野、丸木
野々市中学校	三納3丁目1	三納、位川、藤平田、藤平田2丁目、矢作
布水中学校	押野2丁目100	本町6丁目、若松町、押越
金沢工業大学	扇が丘7-1	本町2丁目、高橋町、扇が丘
石川県立大学	末松1丁目308	上林、中林、末松、清金
野々市明倫高校	下林3丁目309	下林、清金3丁目、堀内、堀内新町、田尻町、蓮花寺町、柳町

ア 指定緊急避難場所

- (ア) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。
- (イ) 災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制を有していること。
- (ウ) 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保を行うこと。

イ 指定避難所

- (ア) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。
- (イ) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (エ) 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (オ) 火災等に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

(カ) 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、医薬品など避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努める。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努める。

さらに、被災者が災害に関する情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

- (キ) ペット動物の飼育場所等について検討すること。
- (ク) 学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (ケ) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

(2) 自主避難所

台風などにより自宅で過ごすことが不安な方が自主的に避難するための一時的な避難所として、また、避難行動に時間を要する高齢者などに対して、迅速な避難を促す「高齢者等避難（警戒レベル3）」を発令した際の避難所として開設する。

自主避難所への避難にあたっては食料、飲料水、毛布など一時的な滞在に必要な物資を持参することとする。

なお、自主避難所として施設を開設したのち、さらに危険性が高まり、「避難指示（警戒レベル4）」を発令した場合は、当該施設を引き続き避難所として使用する。

自主避難所名	所在地	連絡先
中央公民館	本町2丁目1-20	248-0521
富奥防災コミュニティセンター	中林5丁目3-22	248-0829
郷公民館	田尻町94	248-0250
押野公民館	押野3丁目70	248-2839

(3) 予備避難所

災害の規模に応じて、災害対策本部が必要と認めたとときに開設する予備的な避難所で、避難者が多数になり、拠点避難所への受入れが困難となった場合又は、高齢者や妊産婦など配慮が必要な方の避難所として開設する。

予備避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。

予備避難所名	所在地	連絡先
市民体育館	下林3丁目97	248-1223
スポーツセンター	押野2丁目30	294-5511
交遊舎	二日市1丁目2	294-8166
防災コミュニティセンター	本町1丁目2-50	無
第1コミュニティ消防センター	本町2丁目17-10	248-0558
第2コミュニティ消防センター	中林5丁目30-1	246-1422
第3コミュニティ消防防災センター	田尻町96-14	248-1553
第4コミュニティ消防防災センター	押野2丁目313-2	248-1423
文化会館フォルテ	本町5丁目4-1	248-8000
女性センター	稲荷4丁目155	246-0810
教育センター	本町4丁目21-27	248-8456
スポーツクラブヴィテンのいち	横宮町67-1	294-3110
フィットネスクラブエイム21	御経塚4丁目10	240-0210
二本松物流株式会社本社	徳用3丁目18	294-7008
中央公民館	早期に自主避難所として開設している場合は、状況により引き続き予備避難所として開設することとする。	
富奥防災コミュニティセンター		
郷公民館		
押野公民館		

(4) 福祉避難所

一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする者の避難所とする。

福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできない。

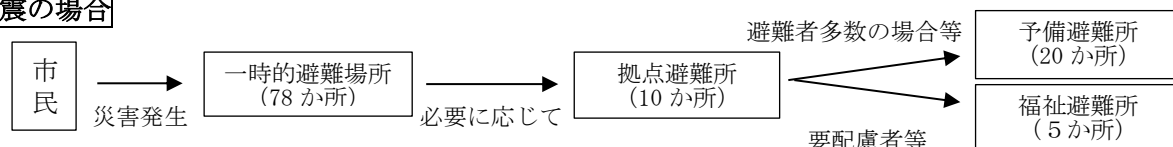
福祉避難所名	所在地	連絡先
老人福祉センター椿荘	矢作3丁目1番地2	246-5570
いきがいセンター矢作	矢作2丁目10番地	246-2007
いきがいセンター御経塚	御経塚1丁目38番地	248-2231
特別養護老人ホーム富樫苑	中林4丁目62番地	248-8765
特別養護老人ホームかんじん	新庄2丁目45番地	248-7767

(5) 一時的避難場所

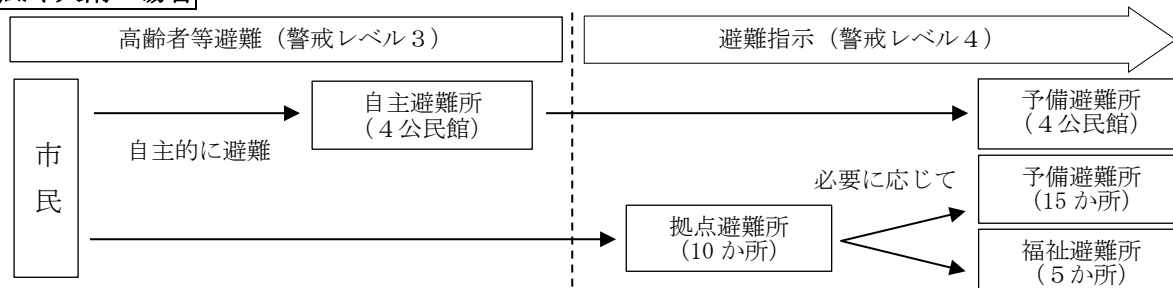
各町内会が指定する公園などオープンスペースで、市民がひとまず避難して、災害の推移を見定める場所で、町内会は地域住民の安否確認等を行う。

市民の避難の流れ

地震の場合



台風や大雨の場合



2 二次避難支援体制の整備

要配慮者は、一般の避難所では心身の健康の維持が困難な要素が多いことから、市は、福祉避難所の指定など支援体制の整備を図る。

また、関係団体と連携し、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所又は医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

3 避難誘導標識等の設置

市は、避難所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、日本工業規格に基づく図記号を使用した避難誘導標識及び避難所の表示標識の設置、見方に関する周知を図る。

また、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

4 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、「避難誘導計画」を策定し、避難路の安全を確認するとともに、市、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法及び引き渡し、下校の方法、飲料水及び医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興行場、事業所など多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期点検や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

5 避難所運営の周知

避難所は、町内会、自主防災組織等を中心とした自助、共助による避難者自身による運営を基本とし、避難所運営訓練の実施、避難所運営マニュアルの活用等により、市民に対し、避難所運営方法を周知する。

6 自宅内避難所の設置

市民は、大規模災害の発生時には避難所に避難者が殺到すること、また、避難所生活はプライバシー等の確保が困難であることを鑑み、自宅が危険な状態でないことを前提に、あらかじめ備えている備蓄物資を利用して、自宅の一室を避難所とみなして生活できるようにする「自宅内避難所」の設置に努める。

第19節 食料及び生活必需品等の確保

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性用衛生用品など女性に配慮した物資の備蓄、供給等の取り組みを一層推進する。

1 市、市民等の役割分担

(1) 市は、被災者に迅速に物資等を給与するための計画を策定し、物資等の調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、物資の供給に当たり、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

(2) 市民は、「自分のことは自分で守る。」という自覚をもとに、普段の食事に利用する食料等を備蓄食料とし、賞味期限がくる前に消費し、消費した分を新しく補充していく方法「循環備蓄」により7日間以上生活できるように食料等の備蓄に努める。

(3) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や市民のことも考慮しながら可能な方法及び範囲での物資の備蓄に努める。

2 食料及び生活物資の確保

市は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を次により行う。

(1) 地震被害想定等を参考として、食料品及び生活必需品について、避難者想定7日分を目標に備蓄に努めるとともに、事業所等の協力を得て、出来る限りの物資を調達できる体制を整備する。

また、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品、食物アレルギーに対応した食品を備蓄するとともに、洋式仮設トイレ等の避難所生活に必要な物資が迅速かつ適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

(2) 保存年限及び耐用年数のあるものについては、買換えを行い備蓄する。

(3) 物資の用途、避難所の位置等を勘案して、物資の分散備蓄及び集中備蓄を適切に行う。

3 物資の集積、配送地の整備

(1) 市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のための集配予定地をあらかじめ定めるとともに、地域内輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、体制を整備するとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

(2) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分け及び配送について、災害協定締結先等民間事業者を活用するための体制整備を図るとともに、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理など発注方法の標準化に努める。

(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害発生後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的

にするなど、その普及を図る。

4 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、災害発生直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な「受け入れ・配分に関するマニュアル」の作成に努めるとともに、配分委員会の役職及び構成員について事前に定める。

第20節 建築物等の災害予防

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、市等は、公共建築物及び一般建築物の耐震性並びに不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力の下に建築物の安全性を一層高める。

1 防災上重要な公共建築物等の災害予防対策

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、災害対応業務の中心となる施設及び災害時の避難所等として利用される施設の非構造部材を含む耐震性、不燃性の確保等に努める。

また、老朽化の兆候が見られる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 一般建築物の災害予防対策

市は、災害による建築物被害を未然に防止し、火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

市は、老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築基準法に基づき、また、老朽危険建築物が空家であるものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して助言、指導等必要な措置を講ずる。

(2) 特殊建築物の検査、指導

市は、旅館、マーケット、病院、興行場、集会場等の特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させるとともに、実地調査を行い、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(3) 不燃性建築物の建築促進

市は、不燃性建築物対策として、建築基準法に基づく耐火建築物への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を講ずる。

(4) 耐震化の推進

市は、「野々市市建築物耐震改修促進計画」に定める住宅及び建築物の耐震化目標の達成に向けて、耐震化に関する知識の普及啓発を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の助成制度を周知し、利用促進を図る。

第 21 節 健康管理活動体制の整備

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

市は、平常時より、市民の健康管理意識の向上に努めるとともに、「市健康管理活動マニュアル」を作成する等、災害発生時に迅速、円滑に健康管理活動を実施できるよう、体制の整備に努める。

1 平常時の健康管理対策

市は、平素の健康管理活動で地区ごとに健康障害発症のハイリスク者を把握し、保健指導を実施する。また、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努め、自己管理の必要性についても啓発する。

市民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、お薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

2 健康管理活動実施体制の整備

市は、災害時の健康管理活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食糧備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。また、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築にも努める。

第 22 節 心のケア活動体制の整備

災害発生時には、家屋の倒壊等により多数の負傷者が発生するおそれがあり、被災した市民が避難生活上のストレス、絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩し、疾病の悪化を招くおそれがある。

市は、平常時から、県、精神科医療機関等と緊密な連携を図り、災害時に被災した市民の精神的不調の予防や軽減を図る精神保健医療体制の整備に努める。

1 心のケア実施体制の整備

市は、市保健センターにおける精神科救護所及び避難所における心の相談窓口の設置について、人員の配置、運営方法などを事前に検討し、災害時における精神保健医療活動（心のケア）の体制整備に努める。

また、平常時から精神的に不安定な者の把握に努め、災害時に心のケア活動に迅速に活用できるよう情報の整理に努める。

2 情報連絡体制の整備

市は、県、精神科医療機関等と平常時から連携し、精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

3 心のケアチームの活動計画の作成等

災害時において、迅速かつ円滑に心のケアチームが活動を開始できるよう事前に関係機関との連携を図り、受入体制の整備に努める。